

公的研究費の運営・管理等に関する取組指針

平成 19 年 12 月 1 日 制定

平成 27 年 4 月 1 日 改訂

愛知産業大学及び愛知産業大学短期大学（以下「本学」という。）では、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定)を踏まえ、公的研究費の適正かつ効率的な運営・管理等を行うための取組指針を以下に示します。

1. 責任体系の明確化

- (1) 公的研究費を適正に運営・管理するために、最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者並びに副責任者を置きます。

併せて、管理責任体制を学内外にホームページで公表します。

- ① 最高管理責任者は学長とし、本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負います。また、統括管理責任者及び部局責任者が責任を持って公的資金の運営・管理が行えるよう、適切なリーダーシップを発揮します。
- ② 統括管理責任者は通信教育部長とし、最高管理責任者を補佐し、公的資金の運営・管理について、本学全体を統括する実質的な責任と権限を有します。
- ③ コンプライアンス推進責任者は、学科長とし、学科における公的研究費の運営・管理について、実質的な責任と権限を有します。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

- (1) 公的研究費の使用ルール等を具体的に示す「公的研究費取扱要領」を作成し、厳正な執行・管理に努めます。
- (2) 公的研究費の取り扱いルールについて、教職員への説明会を実施するとともに、サイボウズ（グループウェア）により周知・徹底を図ります。
- (3) 事務処理手続きに関する相談を受け付ける窓口を総務・広報部総務課（短大は事務室）に設置し、効率的な研究遂行を適切に支援します。
- (4) 本学の研究者としての基本姿勢を表明した「研究倫理規程」を作成し、研究活動における倫理の徹底を図ります。
- (5) 研究上の不正行為に対する調査の手続き等を明確にするために「研究活動の不正行為に関する規則」を作成し、不正行為には厳正に対処するとともに、研究の公正性を確保します。なお、不正行為に対しては、学校法人愛知産業大学就業規則第 4 7 条（懲戒）を適用して対応します。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

- (1) 統括管理責任者及び学部から選出された教員 2 名を「研究費不正使用防止計画推進担当者」とし、本学全体の状況を体系的に整理し評価するため、研究費の不正使用防

止計画を策定・実施します。不正防止計画は優先的に取る組むべき事項を明確なものとし、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、定期的に見直すこととします。

- (2) 研究費不正使用防止計画推進担当者は、公的研究費の不正発生要因を把握するため公的研究費の使用ルールと実態が乖離していないか定期的に検証を行います。また、研究者及び事務担当者における公的研究費の使用ルールの理解度を調査し、必要に応じて改善措置を講じます。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

- (1) 研究者及び事務担当者は、公的研究費の予算の執行状況を常に把握し、相互に協力の上、公的研究費の適正な運営・管理に努め、当初計画より遅れる場合は改善策を講じ、原則的に次年度への繰り越しは行わないこととします。
- (2) 正当な理由により、研究費の執行が当初計画より遅れている場合は科学研究費補助金による基金等、繰越制度が認められたものについては、積極的に活用します。
- (3) 研究費を年度内に使いきれずに返還しても、その後の採択等には何ら悪影響はありません。
- (4) 発注及び検収業務については、従来どおり事務担当者が行い「公的研究費の発注・納品・検収マニュアル」を作成し、ルールを教職員に周知・徹底します。
- (5) 取引業者については、誓約書の提出を求めると共に、「愛知産業大学・愛知産業大学短期大学が発注する契約に係る取引停止等に関する要領」を作成し、不正取引に関与した業者への取引停止等の処分について定めます。

5. 情報の伝達を確保する体制の確立

- (1) 公的研究費の使用に関するルール等について、大学内外から相談を受け付ける防止計画推進窓口を総務・広報部総務課（短大は事務室）に設置し、実態状況の把握に努めます。
- (2) 研究上の不正行為及び公的研究費の不正使用に関する通報（告発）を受け付ける窓口を設置し、事務局長（短大は通信教育部長）が担当します。なお、通報（告発）を受け付けたときは、最高管理責任者へ報告をするとともに、通報（告発）者が特定されないように適切な措置を講じます。
- (3) 公的研究費の不正への取り組みに関する本学の方針及び意思決定手続きについてはホームページで公表します。

6. モニタリングの在り方

- (1) 公的研究費の適正な運営・管理を徹底するため、内部監査委員会を置き、モニタリングと監査を実施します。
- (2) 内部監査委員会は、法人本部監査室、監事及び公認会計士と定期的に情報交換を行い、監査項目・内容を常に検証し、実効性のあるモニタリングを実施します。

以上